

ほけんだより 特別号

名古屋市立下志段味小学校

保健室から保護者のみなさまへ

お子さんが感染症にかかったときの対応について

下記のような感染症にかかったお子さんは、学校での流行を防ぐため、出席停止となります。医師の診察を受け、登校してもよいと医師が判断するまで家庭で療養してください。お子さんが感染症にかかったときは、担任に病名・医師の指示・現在の状況など、連絡帳や電話、メールでお知らせください。

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) シフテリア 重症急性呼吸器症候(SARSコロナウイルスであるもの) 中東呼吸器症候群(MARSコロナウイルスであるもの) 特定鳥インフルエンザ(H5N1またはH7N9)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が完了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 手足口病・伝染性紅斑・溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) など	病状により学校医その他医師において伝染のおそれがないと認めるまで

※ 令和5年5月8日から「新型コロナウイルス感染症」が第2種の感染症に変更になりました。

※ 治癒証明書の提出は必要ありません。